

中小企業振興会館ホール及び会議室 使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、那覇商工会議所定款第7条(7)及び第39条第1項(11)ホの規定に基づき、中小企業振興会館のホール及び会議室(以下「ホール等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 ホール等を使用しようとする者は、事前に那覇商工会議所会頭(以下「会頭」という)の許可を受けなければならない。

2 会頭は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき
- (5) その他施設等の管理上支障があるとき。

(使用許可の申請)

第3条 第2条の許可を受けようとする者は、中小企業振興会館ホール等使用許可申請書(第1号様式)を会頭に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用とする日の6か月前から3日前までの期間内に提出しなければならない。

3 会頭は前項の規定に拘わらず、必要があると認めるときは、前項にある期間を変更することができる。

(使用許可書の交付)

第4条 会頭は、使用を許可するときは、中小企業振興会館ホール等使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第5条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ホール等を使用する権利を譲渡、又は転貸してはならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第1に定める使用料を納めなければならない。

2 使用者は、許可された使用時間を超過して使用するときは別表第1に定める延長使用料を納めなければならない。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、使用終了後7日以内に指定された口座に使用料（延長使用料を含む）を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 会頭は、次の各号の一に該当するときは、各号に定めるとおり免除、又は減額するものとする

(1) 沖縄県商工会議所連合会が使用するとき。 免除

(2) 那覇商工会議所の会員が使用するとき。 2割5分減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、会頭が特に必要があると認めるとき。

会頭が定める割合

(使用許可の変更又は取消)

第9条 使用者が、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、中小企業振興会館ホール等使用変更許可申請書(第3号様式)に使用許可書を添えて、会頭に提出しなければならない。

2 会頭は、使用の変更を許可したときは、中小企業振興会館ホール等使用変更許可書(第4号様式)を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用許可書(前項の仕様変更許可書を含む。)を添えて中小企業振興会館ホール等使用許可取消申請書(第5号様式)を会頭に提出しなければならない。

4 使用者は、使用予定日の20日以内に使用を取消す場合は、別表第2に定める取消料を納めなければならない。

(使用時間)

第10条 使用時間は午前9時から午後9時とする。

(休館日)

第11条 休館日は次の各号に掲げる日とする。

(1) 6月23日(慰霊の日)

(2) 12月29日から1月3日

2 ただし、会頭が特に必要と認めるときは、前項の休館日に開館、又は休館日以外に休館することができる。

(許可の取消し等)

第12条 会頭は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は中小企業振興会館ホール等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この規約に基づく規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力により中小企業振興会館ホール・会議室が使用できなくなったとき。
- (4) その他使用が不相当と認められるとき。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、会頭が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年2月1日より施行する。
- 2 那覇商工会議所ホール使用規定は廃止する。